

四半期報告書

(第65期第2四半期)

自 平成29年5月1日

至 平成29年7月31日

クロスプラス株式会社

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

(E02967)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11
第4 経理の状況	12
1 四半期連結財務諸表	13
(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	15
四半期連結損益計算書	15
四半期連結包括利益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年9月12日
【四半期会計期間】	第65期第2四半期（自平成29年5月1日至平成29年7月31日）
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本大寛
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西垣正孝
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西垣正孝
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第2四半期連結 累計期間	第65期 第2四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成28年 2月1日 至平成28年 7月31日	自平成29年 2月1日 至平成29年 7月31日	自平成28年 2月1日 至平成29年 1月31日
売上高 (百万円)	29,348	29,272	65,130
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△126	218	888
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△22	213	820
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△2,009	146	927
純資産額 (百万円)	7,955	11,028	10,892
総資産額 (百万円)	28,024	27,049	29,581
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期純 損失金額 (△) (円)	△3.06	29.19	112.11
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	29.18	—
自己資本比率 (%)	28.4	40.8	36.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	294	1,223	321
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	144	△67	199
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△191	△251	△1,083
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	5,273	5,317	4,419

回次	第64期 第2四半期連結 会計期間	第65期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成28年 5月1日 至平成28年 7月31日	自平成29年 5月1日 至平成29年 7月31日
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△24.50	△16.07

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第64期第2四半期連結累計期間及び第64期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間(平成29年2月1日～平成29年7月31日)におけるわが国経済は、経済政策等から景気は全体として緩やかな回復基調を続けておりますが、米国の政策動向の不確実性や朝鮮半島の情勢不安等から、先行きの不透明感が一層高まる状況となりました。

当アパレル業界は、インバウンド需要で百貨店では化粧品や高額品が好調に推移したものの、全体としてファッション関連では、服飾雑貨の動きは良い反面、衣料品は一部を除いて前年割れとなりました。また、消費者の節約意識も依然として根強いこと等から、厳しい事業環境が続きました。

このような環境の中、当社グループは、3ヵ年の中期経営計画の目標である「製造卸売事業の安定した収益基盤の確立」を実現するため、「新規販路の拡大」「生産基盤の再構築」「経営管理基盤の強化」の3つのテーマに取り組む、新規の取引先口座の獲得、主力工場の生産管理の見直し、仕入販売管理の強化に努めてきました。

売上高は、市場の客単価低下の影響を受け当社の販売単価も低下するなか、専門店への新規販路を拡大したことや無店舗向け販売を伸ばしたことで、卸売部門の売上高は前年を上回ることができましたが、百貨店店舗の退店などにより、ほぼ前年並みとなりました。

利益面では、主力工場への生産集約を進めることで原価低減に努めました。中国では昨年発足した生産コントロール部による工場の巡回管理の頻度を増やし、納期や品質の管理を強化したことや、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ等のアセアン地域での生産比率を高めること等で原価低減を進めました。また、仕入販売管理の精度を高め、在庫回転率を向上させロスを削減したことで売上総利益率は前年同期比で1.2%向上しました。

経費については、販売促進や品質管理に伴う費用が増加したものの、自社配送センターの稼働率向上による物流費の削減と各種費用における契約内容や単価の見直しなど購買管理を強化したことで前年並みとなりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、292億72百万円(前年同期比0.3%減)、営業利益は、1億42百万円(前年同期は2億2百万円の損失)、経常利益は、2億18百万円(前年同期は1億26百万円の損失)、親会社株主に帰属する四半期純利益は、2億13百万円(前年同期は22百万円の四半期純損失)となり、上期としては、9期ぶりに黒字となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載はしていません。

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額(百万円)	前年同期比(%)
量 販 店	12,085	△4.2
専 門 店	11,653	4.8
無 店 舗	2,861	4.2
そ の 他 卸 売	620	△7.1
小 売	2,095	△7.4
消 去	△43	—
合 計	29,272	△0.3

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は270億49百万円となり、前連結会計年度末に比べ25億32百万円の減少となりました。

流動資産は183億25百万円となり、前連結会計年度末に比べ25億56百万円の減少となりました。流動資産の減少の主な要因は、現金及び預金が9億9百万円増加したものの、売上債権が29億16百万円減少し、商品が5億88百万円減少したことによります。

固定資産は87億24百万円となり、前連結会計年度末に比べ24百万円の増加となりました。固定資産の増加の主な要因は、有形固定資産が58百万円減少したものの、投資有価証券が79百万円増加したことによります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は160億21百万円となり、前連結会計年度末に比べ26億68百万円の減少となりました。

流動負債は121億54百万円となり、前連結会計年度末に比べ33億15百万円の減少となりました。流動負債の減少の主な要因は、仕入債務が17億90百万円減少し、短期借入金が10億円減少したことによります。

固定負債は38億66百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億47百万円の増加となりました。固定負債の増加の主な要因は、長期借入金が5億62百万円増加したことによります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は110億28百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億35百万円の増加となりました。純資産の増加の主な要因は、利益剰余金が1億98百万円増加したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ8億97百万円増加し、53億17百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、12億23百万円の収入(前年同期は2億94百万円の収入)となりました。これは、仕入債務の減少が17億89百万円(前年同期は37億19百万円の減少)となったものの、税金等調整前四半期純利益が2億18百万円(前年同期は税金等調整前四半期純損失4百万円)、売上債権の減少が29億15百万円(前年同期は41億56百万円の減少)となったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、67百万円の支出(前年同期は1億44百万円の収入)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が16百万円(前年同期は16百万円)となったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、2億51百万円の支出(前年同期は1億91百万円の支出)となりました。これは、長期借入れによる収入が10億円(前年同期は長期借入金による収入はなし)となったものの、短期借入金の純減額が10億円(前年同期は短期借入金の純増減なし)、長期借入金の返済による支出が2億36百万円(前年同期は1億91百万円)となったこと等によります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ)企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながらSPA事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップシェアの販売枚数を誇る高感度・高品質・低価格を備えた「マスファッションの単品競争力」、独自のコンセプトを持つデザイナーズブランドやオリジナルブランドなど多彩な「ブランド力」、マスファッションの単品競争力とブランド力を掛け合わせた「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」になります。

主力となる製造卸売事業では、量販店、無店舗向けでは業界トップの地位を確保し、専門店、百貨店など幅広い取引先と強固な信頼関係を築いております。また、SPA事業では、「ATSURO TAYAMA」、「JUNKO SHIMADA」のデザイナーズブランドによる百貨店での店舗展開をしております。さらに、マスファッションの企画・生産力とマルチチャネルへの販売力、デザイナーズブランドのトータルウェアリングの演出力を組み合わせ、売場提案型トータル販売に取り組んでおります。また、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的なサプライチェーンを構築しております。これらは変化の激しいファッション市場動向において機動力、柔軟性を発揮できる独自の仕組み、企画・生産・販売まで一貫して運営する事業部組織のディビジョン制にも支えられ、当社の企業価値の源泉となるものです。

今後も、当社はグループ内で製造卸売、SPAそれぞれの強みを共有し活用することで国内市場での基盤強化に努め、アジアを中心とする海外マーケットの開拓により成長を図り、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

(ロ)コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、経営の効率や公正性、法令順守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、営業部門の業務執行機関として執行役員制度を導入しております。営業部門には担当執行役員を配し、部門間の連携を取りつつコンプライアンスの徹底、業務の迅速化及び効率化に努めております。

また、現在当社の取締役8名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。取締役の任期は、経営陣の責任明確化のため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、平成31年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様は当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者（以下 併せて「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

④上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的をもって導入されております。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年4月27日に開催の当社第63回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様へ情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

- ・ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

- ・ 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされています。従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

- ・ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年9月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所市場第二 部及び名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年5月15日
新株予約権の数(個)	192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	19,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成29年6月3日 至 平成58年6月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役 役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数

(以下「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切

り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

②新株予約権者は、前記①にかかわらず、平成58年6月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成58年6月3日から平成59年6月2日までに新株予約権を行使することができる。

③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、「新株予約権の行使期間」に定める期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条件

(1)新株予約権者が権利行使をする前に、上記3の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2)当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を

要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年5月1日～ 平成29年7月31日	—	7,718,800	—	1,944	—	2,007

(6) 【大株主の状況】

平成29年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
辻 村 隆 幸	名古屋市昭和区	593	7.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	529	6.86
クロスプラス社員持株会	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	360	4.67
田村駒株式会社	大阪市中央区安土町3丁目3番9号	238	3.08
森 文 夫	名古屋市守山区	224	2.90
株式会社ヤギ	大阪市中央区久太郎町2丁目2番8号	218	2.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	206	2.66
C P 共栄会	名古屋市西区花の木3丁目9番13号	192	2.49
有限会社シーピーモアー	名古屋市守山区更屋敷4番5号	191	2.47
辻 村 幸 子	名古屋市守山区	150	1.95
計	—	2,906	37.64

(注) 当社は自己株式401千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.19%）を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記の「大株主の状況」から除外しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 401,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,314,100	73,141	—
単元未満株式	普通株式 3,500	—	—
発行済株式総数	7,718,800	—	—
総株主の議決権	—	73,141	—

② 【自己株式等】

平成29年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目9番13号	401,200	—	401,200	5.19
計	—	401,200	—	401,200	5.19

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,647	5,557
受取手形及び売掛金	11,416	8,909
電子記録債権	2,311	1,901
商品	2,144	1,556
貯蔵品	14	13
その他	349	387
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	20,882	18,325
固定資産		
有形固定資産	4,198	4,140
無形固定資産	121	117
投資その他の資産		
投資有価証券	3,868	3,948
その他	※1 511	※1 518
投資その他の資産合計	4,379	4,466
固定資産合計	8,699	8,724
資産合計	29,581	27,049
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,152	3,423
電子記録債務	2,281	6,220
短期借入金	※2 1,600	※2 600
1年内返済予定の長期借入金	407	607
未払法人税等	3	29
賞与引当金	92	94
返品調整引当金	37	28
契約解除損失引当金	120	—
その他	1,774	1,151
流動負債合計	15,470	12,154
固定負債		
長期借入金	1,214	1,777
退職給付に係る負債	1,086	1,038
その他	917	1,050
固定負債合計	3,219	3,866
負債合計	18,689	16,021

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	6,295	6,494
自己株式	△532	△532
株主資本合計	9,714	9,913
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,240	1,260
繰延ヘッジ損益	28	△67
為替換算調整勘定	40	33
退職給付に係る調整累計額	△130	△116
その他の包括利益累計額合計	1,178	1,110
新株予約権	—	4
純資産合計	10,892	11,028
負債純資産合計	29,581	27,049

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
売上高	29,348	29,272
売上原価	23,695	23,250
売上総利益	5,652	6,022
返品調整引当金戻入額	62	37
返品調整引当金繰入額	28	28
差引売上総利益	5,687	6,030
販売費及び一般管理費	※ 5,890	※ 5,888
営業利益又は営業損失 (△)	△202	142
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	50	52
受取家賃	24	45
その他	26	20
営業外収益合計	105	121
営業外費用		
支払利息	12	10
賃貸収入原価	12	30
その他	5	4
営業外費用合計	29	45
経常利益又は経常損失 (△)	△126	218
特別利益		
投資有価証券売却益	128	—
特別利益合計	128	—
特別損失		
減損損失	1	—
関係会社整理損失引当金等繰入額	5	—
特別損失合計	6	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	△4	218
法人税、住民税及び事業税	22	5
法人税等調整額	△3	△0
法人税等合計	18	4
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△22	213
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	△22	213

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△22	213
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△180	20
繰延ヘッジ損益	△1,759	△95
為替換算調整勘定	△56	△6
退職給付に係る調整額	10	14
その他の包括利益合計	△1,987	△67
四半期包括利益	△2,009	146
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,009	146
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△4	218
減価償却費	104	97
受取利息及び受取配当金	△54	△55
支払利息	12	10
投資有価証券売却損益(△は益)	△128	-
売上債権の増減額(△は増加)	4,156	2,915
たな卸資産の増減額(△は増加)	302	589
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,719	△1,789
その他	△329	△827
小計	339	1,157
利息及び配当金の受取額	51	53
利息の支払額	△12	△10
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△83	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	294	1,223
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△16	△16
投資有価証券の売却による収入	277	0
その他	△115	△51
投資活動によるキャッシュ・フロー	144	△67
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	-	△1,000
長期借入れによる収入	-	1,000
長期借入金の返済による支出	△191	△236
配当金の支払額	△0	△14
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△191	△251
現金及び現金同等物に係る換算差額	△47	△6
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	200	897
現金及び現金同等物の期首残高	5,415	4,419
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△342	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,273	※ 5,317

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成29年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年7月31日)
投資その他の資産(その他)	1百万円	1百万円

※2 当座貸越契約

当社及び連結子会社(スタイリンク株式会社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年7月31日)
当座貸越極度額	5,350百万円	5,350百万円
借入実行残高	1,600	600
差引額	3,750	4,750

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年7月31日)
給料手当	1,676百万円	1,662百万円
賞与引当金繰入額	107	93
退職給付費用	48	53

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年7月31日)
現金及び預金	5,503百万円	5,557百万円
社内預金の保全に供している預金	△229	△239
現金及び現金同等物	5,273	5,317

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成28年2月1日至平成28年7月31日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結累計期間末後となるもの

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成29年2月1日至平成29年7月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月24日 取締役会	普通株式	14百万円	2円00銭	平成29年1月31日	平成29年4月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結累計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年9月8日 取締役会	普通株式	21百万円	3円00銭	平成29年7月31日	平成29年10月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年2月1日至平成28年7月31日)及び当第2四半期連結累計期間

(自平成29年2月1日至平成29年7月31日)

当社グループは、衣料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△3円06銭	29円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△22	213
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△22	213
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,317	7,317
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	29円18銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	2
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成29年9月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・21百万円

(2) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・3円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成29年10月18日

(注) 平成29年7月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年9月11日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小川 明 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 政 義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。